

## 習志野市農業委員会総会議事録

平成31年第1回習志野市農業委員会総会は平成31年1月7日（月曜日）習志野市役所5階5-1会議室で開催した。

1. 開催時刻 午後3時00分

1. 委員の出欠席 16名中 15名出席 欠員 1名

委員氏名（網掛けは欠席委員）

1番 植草 守	2番 江口 明美	3番 伊藤 和彦
4番 飯生 良	5番 塩田 俊一	6番 渡邊 幸枝
7番 三代川 和彦	8番 織戸 淳也	9番 葛城 芳一
10番 三代川 彦博	11番 田久保 征夫	12番 村山 茂男
13番 欠員	14番 中野 政博	

会 長 廣瀬 博  
会長職務代理者 飯生 正己

1. 議事録署名人 8番 織戸 淳也 9番 葛城 芳一

1. 議案審議結果

上 程 1件 承 認 1件 不 承 認 0件

1. 閉会時間 午後 4時30分

1. 付議事項

議案第1号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて

報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

<p>議 長</p>	<p>皆様、こんにちは！ 定刻になりましたので 平成31年 第1回 習志野市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>……新年にあたり会長より挨拶……</p> <p>本日は、欠席委員の報告は受けておりませんので16名中1名の欠員により15名の出席となります。</p> <p>習志野市農業委員会総会会議規則 第9条の規定により、本日の総会は成立いたしました。</p> <p>尚、10番の三代川彦博委員が途中で退席することと、途中から14名で進行してまいります。</p> <p>つぎに、議事録署名人について、 「習志野市農業委員会会議規則」第26条の規定により 議長より指名させていただきます。</p> <p>8番 織戸 淳也委員 9番 葛城 芳一委員の両名を指名いたします。</p> <p>それでは、議案第1号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての 証明願いについて議案といたします。</p> <p>この案件については、先月の12月総会の議案第2号で上程いたしましたが、審議保留とし生産緑地の決定をする習志野市長に質問書を提出し、その答えを持って再度審議すると皆様の総意により決定しました。</p> <p>昨年12月11日に農業委員会として、市長に対し書面にて質問をいたしました。</p> <p>その回答につきましては、本日、市長の代理として都市環境部都市計画課長の●●課長が来ていますので、質問についての回答書を読み上げていただく予定です。</p> <p>その後、生産緑地に対して、委員の皆様が疑問に思われていることなどを質問していただければと思います。</p> <p>質問終了後に議案第1号について審議・採決したいと思います。</p> <p>それでは、事務局議案第1号の朗読をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>読み上げる前に、お手元にある資料について説明させていただきます。</p> <p>先月の12月総会の時に市長に生産緑地に対してお考えを聴く為に質問することで、お出した協議書の写しをお手元に置いてあります。</p> <p>付箋でQとあるもので、農業委員会から市長へお出した協議書でございます。</p> <p>委員の皆様方全員の総意により提出した協議書でございます。</p> <p>付箋でAと書いてあるものが、今朝4名の農業委員さんが市長にお会いし回答として事前にいただいたものです。</p> <p>これから、生産緑地の担当課長である都市計画課長から、回答文について市長の</p>

代理として読み上げていただきますので、読み上げている時に一緒にご覧ください。市長からの回答文については、2頁に渡り少々長いですがご覧ください。それでは、議案第1号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて朗読させていただきます。

議案第1号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて平成30年11月22日付けで、下記のとおり生産緑地法第10条の規定に基づき、農業の主たる従事者についての証明願いがあり、再審議を求める。

1. 申請者 習志野市●●●●丁目●番●番 ●● ●● (●●歳)

2. 買取り申し出事由の生じた者

習志野市●●●●丁目●番●番 ●● ●●

3. 買取り申し出予定生産緑地

習志野市●●●●丁目●●番 地目 畑 地積 ●,●●●●m<sup>2</sup>(登記)

4. 登記内容 権利者 ●● ●●

5. 申し出事由

所有者の●●●●は●●歳の高齢者であり、現在本人のみで耕作管理している。●●●●丁目の耕作地への移動手段は自転車であるが自宅からは高齢者としては距離があり、低血圧、視力聴力が低下しており危険である。

当該農地を親族に年3回程、トラクターで耕してもらい現状を維持しているが、親族も高齢のため、今後同じように依頼することが出来ない。

今後、手伝いも見込めず、一人で管理するには耕作面積が広いので、体力面での不安と精神的な負担が大きいことから生産緑地の解除を申し出た。

議長

議案読み上げ、有難うございます。

それでは、市長よりの回答を預かっている都市計画課長を案内して下さい。

都市計画課長が入室するまでの間、暫時休憩いたします。

…………… 都市計画課長入室……………

休憩前に戻り、会議を再開いたします。

本日は、市長代理と言うことで出席いただき有難うございます。

自己紹介からお願いいたします。

都市計画課長

お早うございます。

都市計画課長をしております、●●●●と申します。

日頃より、都市行政にご尽力いただきまして有難うございます。

本日は、宜しく願いいたします。

議長

有難うございます。

市長からの回答と農業委員会からの質問を併せて、お願いいたします。

なお、本総会は議事録作成のため、録音をさせていただいております。

都市計画課長

議事録作成後は、録音は破棄いたします。

はい。それでは先ず、協議文の方から読み上げさせていただきます。

平成30年12月11日

習志野市長 宮本泰介様、習志野市農業委員会 会長 廣瀬博

習志野市の生産緑地について(協議)

初冬の候、農業委員会業務についてご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

2022年から生産緑地法の都市計画制限解除が始まるにあたり、生産緑地法に農業委員会の協力とあることから、下記のとおり習志野市都市計画における生産緑地の取り扱いについて、貴職の意見をお伺いいたします。

記、1. 習志野市の都市計画における生産緑地の考え方について

- ・現時点で、習志野市の街を計画に基づき整備するにあたり、習志野市は生産緑地の役割や存続について、どの様に考えているか。
- ・三大都市圏で生産緑地2022年問題が上げられており、習志野市の生産緑地所有者からは、土地の暴落が生ずるから、事前に業者が買い取るとの交渉が行われているとの相談が寄せられている。これを受けて30年間に満たない生産緑地の買取り申し出も想定されるが、所有者の意向に沿うべきか。この点についてはどの様に考えるか。
- ・2022年から生産緑地の30年間の建築制限が解除になるが、2022年以降の習志野市の都市計画において生産緑地の役割や存続をどの様に考えているか。

以上でございます。

それでは、回答を申し上げます。

習志野市農業委員会 会長 廣瀬博 様

習志野市長 宮本泰介

習志野市の生産緑地について(回答)

拝啓、新春を寿ぎ、謹んで年頭のご挨拶申し上げます。

旧年中は市政の推進に当り格別のご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、ご協議のありました生産緑地につきましてご回答申し上げます。

生産緑地法は平成3年に改正され、本市を含む多くの自治体では、平成4年(1992年)に生産緑地の当初指定を行っております。

生産緑地法では、指定されてから30年が経過しますと、何ら制限なく自治体に対して買取りを申し出ることが可能となるため、30年が経過する2022年には多くの方から買取りの申し出がなされることが想定されております。このように生産緑地地区の2022年問題につきましては、本市のみならず、全国的な課題となっております。

なお、この買取り申し出制度は、自治体が公共用地として買取り、整備することが本来の趣旨であり理想でございますが、本市の財政力や事業の優先順位

都市計画課長

を考えた場合、すべてを買い取ることは不可能であり、これまでの実績からも、道路や公園などの都市計画施設に位置づけされるもの以外の買取りは困難であると言わざるを得ません。

このため、貴重な緑空間である都市農地は、民間開発の宅地化により減少し、存続が危ぶまれております。

このようなことから、すでにご承知のこととは存じますが、平成27年4月に都市農業振興基本法の制定を受け、平成29年5月には生産緑地法を含む都市緑地法等の一部改正が行われ、昨年4月から全面的に施行されたところであります。

これら法改正等によりまして、都市農地の位置付けが「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」へと大きく転換されました。

このことを踏まえまして、担当課では、2022年を見据え、千葉みらい農業協同組合様のご協力を得ながら、各支部の座談会で生産緑地法の改正内容の説明を行ってまいりました。現在では、生産緑地地区の農家の皆様を戸別訪問し同様の内容を説明しているところであります。

以上のように本市といたしましては、貴重な緑空間である生産緑地地区について、出来る限り保全を図るべく取組みを続けておりますが、行政のみで農地を保全していくことには限界がございます。つきましては貴委員会におかれましてもご協力を賜りたくお願い申し上げます。

また、これまで説明を申し上げましたとおり、生産緑地制度は「生産緑地」及び法改正により新たに創設された「特定生産緑地」の地区の指定にあたっては、要件を満たすことはもとより、農家の方の同意が必要となりますことから、農家の意向が優先される制度であることを、ご理解賜りたくお願い申し上げます。ご懸念されております「30年間に満たない生産緑地の買取り申し出」でございますが、生産緑地地区の買取り申し出の要件としましては、生産緑地として告示がなされてから30年を経過したとき、または主たる従事者が死亡したとき、若しくは農業に従事することが不可能とさせる故障をしたときと定められております。従いまして、これら要件を満たさない限り買取り申し出は出来ない制度でございますので、ご指摘のような所有者の意向では買取りを申し出ることは出来ません。

なお、「農業に従事することを不可能にさせる故障をしたとき」とは、生産緑地法施行規則第5条第1項に掲げる「両眼の失明等の障害」及び同条第2号に規定する「1年以上の期間を要する入院その他の事由」に当ることにより、農業に従事することが困難であるときをいいます。このことから、故障を認定するに当たりましては、所有者の意向ではなく、医学的判断が不可欠であります。

最後になりますが、貴委員会におかれましては、本市の農業の健全な発展にご尽力いただいているものと拝察しております。引き続き、都市農地の保全にあたりましてご理解とご協力を賜りたくお願い申し上げます。

なお、現在、減少を続ける生産緑地地区の対応として、新たに指定地区の拡大

<p>議 長</p>	<p>を図るべく、面積要件の緩和(500㎡から300㎡)について取り組んでいることを申し添えます。</p> <p>以上、ご協議に対する回答とさせていただきます。</p> <p>末筆ながら、貴委員会の益々のご発展を祈念申し上げます。</p> <p>敬具           以上でございます。</p> <p>回答の朗読ありがとうございます。</p> <p>只今、市長から習志野市の都市計画における生産緑地についての考えを読み上げていただきましたが、生産緑地の取扱い等、委員さんより質問があれば挙手をお願いします。</p> <p>三代川彦博委員、お願いします。</p>
<p>三代川彦博 委員</p>	<p>●●課長さんにおかれましては、お忙しい中、有難うございます。</p> <p>今回の案件に対しましては、私の認識からすると私も含め農家サイド、後継者を含め生産緑地の解除に対する認識・理解度が異なっていたようにも思います。</p> <p>それについては、農家全体がその様なものなのかと否めない部分もあります。</p> <p>いままで、習志野市の発展に農家が寄与してきたことは事実で、都市計画に合わせて農地の保全を含め、習志野市の発展に寄与することは農業委員会も同様であります。それに当って、今回の案件については、指定から30年に満たない解除申請でありましたけど、生産緑地については、様々な案件があったと思いますが、その中で、今回のことも含めて、どの様な形での解除の説明をされたか、また、色々な案件で死亡もあれば、解除までの流れ等マニュアル的なものがあるかお聞きしたい。</p>
<p>議 長</p> <p>都市計画課長</p>	<p>●●課長、お願いします。</p> <p>まず、当初指定が平成4年11月24日に行い、108地区20.54ヘクタールの指定を行いました。現在、昨年12月に一部都市計画決定したものがございしますが、現在では、89地区14.67ヘクタールという事で、面積的に約3割の減となっております。</p> <p>これまでの経過でございますが、買取り申し出件数は54件ございました。</p> <p>その内、主たる従事者の死亡によるものが36件、故障が17件、死亡と故障を合わせたものが1件ございました。他に公共施設の設置に伴うものの通知ということで、小規模多機能型介護施設や都市計画道路絡みのものが2件でございます。</p> <p>公拡法に基づく買取り申し出希望が1件で、合計57件でございます。</p> <p>実際に買い取った事例といたしましては、死亡された方から都市計画道路3・3・3号線用地の部分を1件買わせていただいております。</p> <p>公拡法に基づく買取り希望につきましては、都市計画道路3・3・3号線の代替用地を1件買っております。</p>

	<p>55件あった内、2件程しか買取っていないというのが実態でございます。  現実、全てを買取るとことは不可能な状況でございます。  それと、生産緑地の運用でございますが、我々、生産緑地を運用するに当っては都市計画運用指針であったり、市販されている解説本であったりを基本的に見てやっていたりします。  国の方で、国交省と各都府県・政令市で構成されています、生産緑地担当者会議がありまして、そこでの情報提供であったり意見交換を行っておりますので、これらを参考にしながら私共も運用している状況でございます。  市として独自でマニュアルを持っているという事ではございません。  国とかの意見の中で、今回のケースは、主たる従事者の故障の認定の考え方については、埼玉県の方から故障の認定について、基準などあれば教えて欲しいとの投げかけがありまして、各都府県で回答を出しているところです。  東京都のある自治体では詳細に定めてありまして、何々障害の何級であったり、要介護1から5までの状況の中で、基準値を設けたりしている自治体もであったり、神奈川県のある自治体では、要介護者または満75歳以上でかつ高齢により、運動能力が低下したため農業に従事することが不可能と医師が診断したものとかがあります。  また、京都府の方では、著しく高齢であること。  これは、概ね80歳以上といわれ著しい高齢を理由に認められているケースが有るとの情報を得ております。  千葉県においては、この様な詳細な定めを決めている自治体というのは実際には無いと聞いています。多くの自治体では、医師の診断書によって農業に従事できない、農業に従事することが不可能という内容が記載されているものについては、故障として取扱っているのが実態でございます。 以上でございます。</p>
議 長	<p>課長、せっかく会議などで、相談や他の地域の状況を確認しているけど、その辺は職場として対応マニュアルを作っておりますよね。  今、課長が報告してくれましたけど、職場としての対応マニュアルは有りますか。</p>
都市計画課長	<p>生産緑地の買取り申し出のフローについては、決められたフローがありますので、それなりのものは当然出来ておりますし、今回の認定につきましてもホームページにも書いてありますけれど、故障に対する認定に当たっての制度があることは、お示ししています。</p>
議 長	<p>他に関連して質問等が有ればお願いします。  1番 植草守委員どうぞ。</p>
植草委員	<p>生産緑地を解除するに当たり、病気等であれば診断書を見て判断しなければなら</p>

	<p>ないと思いますが、今回の●●さんの件につきましても担当者は診断書を見てないと言うようなお話をされていますが、何故、見ていなかったのか診断書を、また、どの様な基準で判断するのか聞かせていただきたいと思います。 宜しく願います。</p>
都市計画課長	<p>まず、認定するかしないかは、正式な買取り申し出の申請が出ていない状況です。農業委員会よりの主たる従事者の証明が出て書類が揃って、それから申請されることになります。 診断書を見ていないというお話が有ったと思いますが、診断書は見ております。</p>
植草委員	<p>そうですか、自宅の方に行って本人に会ったとか、隣地の様子などを見たとかですか。</p>
都市計画課長	<p>ここからは、個人情報もあることから、議事録からは削除していただきたいのですが、宜しいでしょうか。</p>
議 長	<p>事務局に申し上げます。 これより先は、録音を一時中断し、指示あるまで議事録に記載せず議事録より削除して下さい。</p>
事務局	<p>分かりました。議長指示あるまで録音を中止いたします。</p>
都市計画課長	<p>…………… 議事録掲載せず！……………  ……………録音再スタート……………</p>
議 長	<p>他に、ご質問等がありましたらお願いします。 塩田委員、どうぞ。</p>
塩田委員	<p>関連した事ですが、一般的なことを調べてみました。 あれだけ、自宅脇で農業をやっていたら、本来であればやってはいけないはずで す。 あそこまで農業をしていたら、いくら診断書で該当する、しないではないと思いま す。個人的には、まずいと思っています。 そして、いろいろな病気があると思いますが、加齢ということは絶対タブーです。 個人差によって年齢、体力にも差がありますが、高齢であるということは削除して いただきたいと思います。 他に、これも個人的意見ですが、最初から認定有りきという臭いがしないでもない。 市長の回答書を見ますと、公正に扱っているとは認識しています。</p>

	<p>そこで、お願いですが市の行政部門の会合を行っているという事ですが、2022年を控えて、当市の都市計画など農業委員会を含め事前に連絡会議などを行い、情報提供をしていただきたいと思います。</p>
議 長	<p>塩田委員、有難うございました。 他に質問等のある方はお願いします。 田久保委員どうぞ。</p>
田久保委員	<p>生産緑地の関係で相談を受けると、農業委員会で主たる従事者の証明書もらって来てくださいと、その様に案内しているようですが生産緑地を解除出来ないと思う人に対して、どう説明しているか。また、解除が難しいと思っても主たる従事者証明もらって来てくださいという、法的な根拠が有れば教えてください。</p>
都市計画課長	<p>まず、買取り申し出が出来るのは、先程も言いました様に三つの条件しか有りませんので、そのお話をさせてもらって最後に故障という中で、我々とすれば診断書で判断させていただいています。 主たる従事者証明というのは、生産緑地を耕作されている方が本当の申請者なのか、買取り申し出者なのか確認するために、主たる従事者証明をお願いしているのが実態でございます。</p>
田久保委員	<p>説明有難うございました。</p>
議 長	<p>他に質問のある方は、お願いします。 織戸委員どうぞ。</p>
織戸委員	<p>習志野市ホームページ内で、生産緑地に関するQ&amp;Aがあります。 その中で、Q7質問の7番目に、生産緑地は条件が合えば買取り申し出が出来るとなっています。買取り申し出を受け付けた後、担当課としてはどの様な調査を行うのですか。今回の例も含めて、審査をする内容などを教えてください。</p>
都市計画課長	<p>これまで買取り申し出をした案件は死亡であったり、先程も申しました様に診断書は有ります。本人が申請に来ることも出来ない様な、診断書の記載内容自体が重く、現地を確認したり本人に面談したケースはありません。 主たる農業従事者の証明も出ておりましたので、それ程問題視せずに来たのが実態でございます。 今回のケースも含めまして、我々都市計画サイドも反省しなくてはと思う部分もありますし、これから改善していくべき点であると思い認識しているところであります。</p>
議 長	<p>有難うございました。 他に、ご質問等のある方は挙手願います。</p>

<p>渡邊委員</p>	<p>2点ほど質問します。</p> <p>●●さんは、自宅脇の畑くらいしか作れないと言っていたという事ですが、隣の畑で有れば作っていても良いのかという点、あれだけ綺麗にあの面積を管理していて、周辺の方々に自転車に乗って売って歩いてるわけで、隣の畑位しか作れないし、そこは売らないよと言うのでは何か違うような気がするのですが、そこで隣の畑は作ってもいいのかと言う質問が1点目です。</p> <p>もう1点は、我が家もそうですが生産緑地の指定を受けた所有者というのは、農地として30年間農地として約束している。</p> <p>私の父もそうですが、要介護3であって加齢による病気等で農業が続けられない状況でも、農協さんに依頼して農地の維持管理をしていますけど、生産緑地を認定した部署に診断書を提出すれば生産緑地を解除してくれるのであれば、そのことを生産緑地所有者全員に知らせる等の通知をしてください。</p> <p>知っている人、知らない人がいるのは不公平だと思いますので、条件は皆さん同一なので平等に生産緑地の所有者全員に言って欲しいと思います。</p>
<p>都市計画課長</p>	<p>自宅脇の畑で何をやっても良いと言うお話が出ていたようですが、自家消費・自家用という事であれば、私としては問題ないと思うところです。</p> <p>今、自宅脇の農地が何平方メートルの農地があるのか不明ですが、あの農地全てを耕作するとなると、それは農業が出来る状態であると判断すると思います。</p> <p>家庭菜園であれば、自分で食べる程度なので作っていても良いのではと思います。</p>
<p>渡邊委員</p>	<p>解除するに当たり3つの条件がある中で、死ぬか生きるかの条件でなければ生産緑地は解除出来ない理由と思いますが、それが耕作出来るということは元気であるという事にならないでしょうか。</p> <p>今回の申請者に対して言うことではなく、一般論として思うのでその辺のところをお聞きいたします。</p>
<p>都市計画課長</p>	<p>故障による認定ということであれば、私は家庭菜園程度であれば構わないと思いますし、診断書の添付があるという事が大前提にあります。</p> <p>申請時にお話をお伺いした中で、本人は15歳から70年農業を行っているとのお話の中で、土に触れてないと落ち着かない方だろうと思っています。</p>
<p>渡邊委員</p>	<p>その年代の方や農家の方は、皆その様な気持ちだと思います。</p>
<p>都市計画課長</p>	<p>そうであるが故に、全ての農地の耕作は認めないとすると、本人も落胆し他の面からの影響も考えられ、他の病などの発生が心配されます。</p> <p>そこまでして、生産緑地を維持管理されることが必要なのか。</p> <p>自家消費の為の家庭菜園程度であるなら問題ないというのが、私共の考えであり</p>

	<p>ます。</p> <p>それと条件と一緒にしてほしいとのお話ですが、基本的に法律の中で決まっている事なので、私共がルールを作っている訳ではありませんので、30年間の維持管理・亡くなるか死亡又は、故障等の条件で解除となりますので、これは皆さん生産緑地の指定を受けている方々にご承知しているものと思っています。</p> <p>辛くも維持管理している方については、他に納税猶予を受けているとかの制限があるのでは無いかとの気がします。</p> <p>申請者の事ではありませんが、一般的に要介護3程度の診断であれば農業従事は無理と思いますし、他に後継者などが継続しているケースが有ったりはします。</p>
議 長	<p>渡邊委員、宜しいでしょうか。</p> <p>渡邊委員が言ったように、平等で公平な対応でなければおかしいとの意見でした。</p> <p>他に、ご意見等のある方はいらっしゃいますか。</p> <p>飯生良委員どうぞ。</p>
飯生良委員	<p>申請者は、介護認定されているのでしょうか。</p> <p>生産緑地の解除は、介護認定されていたとしても特例でしょう。</p> <p>生産緑地法があるので、その中で判断することになるわけですか。</p>
都市計画課長	<p>介護認定されているかについては、個人情報等の関係で回答は控えさせていただきます。</p> <p>判断基準としては、まず生産緑地法があって、その次に施行規則があります。</p> <p>その施行規則の中に、失明とかの条件があり、その他の事由と言うことの中での、各自治体で共有しています。</p> <p>介護認定は特例と言いますか法律上では、その他の事由と言うことで明記されています。その他の事由については、各自治体でどの様に運用しているのかについては生産緑地担当者会議の中で意見交換をしています。</p> <p>その中でどこかの自治体で、その他の事由と言うことで明確な基準とか決め事があれば教えていただいている中で、ある自治体で要介護者であればと言うことが謳われているとの説明がありました。</p>
飯生良委員	<p>●●さんの場合は宅地脇の畑は申請者の●●さんの名義では無く、子供の名義に成っていると思います。</p> <p>夫が死亡した時に子供の名義にしていると思います。</p>
都市計画課長	<p>その件につきましても、個人情報等の関係で回答は控えさせていただきます。</p>
飯生良委員	<p>その畑を母親が耕作しているわけで、それで今は他の2丁目に有る生産緑地に行</p>

	<p>く時は自転車に乗って行きますが、一度転んだ所を私は見たことがあります。  体調が良くないことは事実の様に思えます。  診断書を出して農業が出来ないと言うより、入院してしまえば申請は通りますよと、  自宅脇の畑であれだけの物を自分が作っていたらまずいと言えます良いことで、  自宅脇の畑の出来ないということであれば認められるし、診断書を添付して申請すれば良いと思う。  市は、申請が出たらどこまで審査するのですか。</p>
<p>都市計画課長</p>	<p>私達の判断基準は、診断書による農業従事は出来ないとするので、これを基準としています。  入院とかは別として、診断書で農業が出来ないと記載されていれば、これが判断基準となります。</p>
<p>飯生良委員</p>	<p>自宅脇の畑の面積は7アール位ですか。  ●●さんに言ったのですが、農作業できる間は自宅脇を耕作して離れた生産緑地は農協等に依頼して畑を耕耘していれば、自宅脇は継続できる。  生活そのものは、あのお宅は裕福で駐車場も広く経営しているし貸家も有るので、私の個人的な意見では、このまま継続してほしいと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>色々と質問や意見が出ました。  私から幾つか述べさせていただきます。  生産緑地を指定する、解除するのは共に市長が決めることとなります。  生産緑地については、農業委員会は何の権限もありません。  しかしながら、今回の案件等を見ますと都市計画法・生産緑地法の法律において、農地を維持管理している従事者からすると、平等で公正に情報を周知すべきだと、この件については、再度、認識をお願いしたいと思います。  ご存知と思いますが、我々農業委員会の主たる目的は、農地の適正な維持管理を行うことで、農地の番人が農業委員です。  その様なことから、この件については、ご理解いただきますようお願いいたします。  ●●課長には、思いもよらない質問等もあったと思いますが、長時間に渡り有難うございました。  他に質問等が無ければ●●課長には、ここで退席いただきます。  質疑については、これで打ち切りたいと思います。  事務局は、課長の退席の案内をお願いします。  退席の間、暫時休憩といたします。   休憩前に戻り、会議を続けます。</p>

	<p>事務局の方で、何かあれば説明をお願いします。 事務局以外でも質問やご意見等のある方はお願いします。</p>
<p>三代川彦博 委員</p>	<p>都市計画課長の方から家庭菜園程度であれば、その位であれば良いのではと言 っていましたが、私も同様の意見で、人は生き甲斐が必要ではないかと思 います。温情的ではありますが、生産緑地を認定している習志野市の担当課が、そ の様にはっきりと言うのであれば担当課の方で責任を持って、いろんな形で担当 課が許可するなど解除の証明書等を出していただくのが良いと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>有難うございます。 他に無ければ採決に入りたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>三代川委員からご意見がありました、解除することについては、まず診断書を都市 計画課の方に提出して、その内容を見て認定書を出していただき、それを持って農 業委員会で主たる従事者証明書の発行手続を行うことで宜しいのでしょうか。</p>
<p>三代川彦博 委員</p>	<p>はい、私は都市計画課長がそこまではっきりと例を挙げて言っているので、そこま で責任を持って対応していただけるので、それでよいと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>そう成りますと、まず、都市計画課の方に生産緑地の解除の相談をしていただくこ とになります。 今迄は、都市計画課の方には買取り申し出等の書類の提出が何も無いので、自 分のところでは判断できないから何とも言えない、通常生産緑地の解除は農業 委員会が先だとお話されていました。 実際に農業委員会へ主たる従事者の証明書の発行を行い、それを持って都市計 画課の方で解除申請をしております。 したがって、都市計画課は農業委員会より先に診断書を見ていないことになりま すので、三代川委員が言われた様に、これからは手続の方法を変えていただき て、生産緑地担当の都市計画課の方に、農業を続けられないと言う相談に行っ ただいて、都市計画課の方で判断した後に市長の方から、この生産緑地につい て農業が出来ないと言う認定書をだしてもらい、その認定書を持って農業委員 会窓口で生産緑地の主たる従事者の証明書の発行手続き行ってもらおう方法と なりますので、これで宜しいでしょうか。</p>
<p>三代川彦博 委員 事務局</p>	<p>はい、その方法で私は良いのかと思います。 その様に統一していただければ、農業委員会として主たる従事者の証明の 内容に関しましては、農家台帳で年間の従事日数を判断するしか方法が有り ません。</p>

	<p>申請者が生産緑地1筆のみの所有であれば記載日数を証明することは出来ますが、他に農地を所有していたり借りていたりした場合は、全ての農地の従事日数になりますので、生産緑地だけの従事日数の証明を出しているものではありません。</p> <p>三代川委員より、ご提案頂いた都市部より農業が出来ない旨の確認書を出していただき、それに基づき農業委員会が審査する方法であれば、この様に農業委員全てで生産緑地以外の農地までも審査する必要は無くなります。</p> <p>先程、都市計画課長のお話でも生産緑地のことだけでの証明ですとということで、農業委員会が出すのは、その証明書だけと言っていましたので認定書を出していただければ農業委員会の業務もスムーズになると思います。 以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>今、事務局が申したのは、ルール化を図り業務を行うことがベストであるということです。</p> <p>三代川委員が述べたのは、市長の方で認定書を出していただければ農業委員会の方で、これだけもめることは無いということになります。</p> <p>都市計画課長の方で解除するにあたっては、何度も言うように診断書が有れば家庭菜園程度なら継続しても構わないと判断したのであれば、その生産緑地について解除する病気であると認定していただき認定書を出していただければ、農業委員会は他の農地の確認審査等の必要は無いとのことではないかとのことのご意見かなと事務局は思いましたので、述べさせていただきました。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第1号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて採決いたします。</p> <p>証明書を発行することに賛同される方の同意を求めます。</p> <p>賛同される方は、挙手願います。</p> <p>14名中8名の賛成でございますので、賛成多数を持ちまして、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて、証明書を発行することに決しましたので、事務局は直ちに事務処理を行って下さい。</p> <p>それでは、次に報告事項に入ります。</p> <p>報告第1号の農地法第4条第1項第7号の規定による 転用届出の受理通知および</p> <p>報告第2号の農地法第5条第1項第6号の規定による 転用届出の受理通知ですが、質問等の有る方は、挙手願います。</p>

…………なしの声…………

質問等が無いようですので、これを持ちまして本日の総会は終了いたします。